

障がいのある方のリスクへの備え

「ぜんちのあんしん保険」 保険金支払の分析結果から

はじめに

「ぜんちのあんしん保険」は知的障がいや発達障がい、ダウン症の方のために開発され、病気やケガによる入院の保障や他人の物を壊してしまったり、他人を傷つけてしまった場合の補償、さらには、被害事故に遭われた際の法律相談や弁護士に委任する際の費用などを補償する総合保険として多くの方にご契約いただいております。

弊社ではこれまで、施設保護者会や地域の保護者団体にてセミナーを開催し、主に弊社にご請求のあった保険金支払の事例を元に、障がいのある方々のリスクと、そのリスクへの備えとしての保険の活用についてご説明しておりました。このたび、こうしたセミナーの内容を一冊の資料にまとめ、障がいのある方とその保護者の皆様、施設関係者の皆様に向け配布させていただくことになりました。

この資料は、これまでお支払いした保険金の事例を分析し、障がいのある方のリスクとはどのようなものがあるのか、日々注意していただきたい事はどのような所にあるのか、そして、リスクへの備えとして保険をどのように準備すればよいのか、といったものを簡単にまとめております。

弊社の経験をもとにした大変簡素なレポートですが、この資料が障がいのある方のご家族や施設職員の方々、障がいのある方をご支援されている団体の皆様の参考となり、ご本人の平穏な生活の一助となれば幸いです。

ぜんち共済株式会社

Part 1

保険金支払の内訳からわかったこと

平成 22 年度の保険金支払事例の分析

弊社に寄せられたご質問を見ていると、保護者の方、施設従事者の方、団体の方、それぞれの立場によって、ご心配されている点が異なる事気がつきました。ご本人がお若い保護者の方は「他人に迷惑を掛けてしまわないか心配で・・・」。少しご高齢なご本人のご家族は「病気の心配が絶えません・・・」。一方、施設従事者の方は入院よりも個人賠償に関するご質問が多く、団体に従事されている方は地域生活でのトラブルに関する補償へのご質問が多くなります。

では、保険金支払事例を見た場合、どのようなリスクがご本人を待ち構えているのでしょうか？まずはじめに、障がいのある方ご本人を取り巻く「リスク」についてまとめてみました。

1. 保険金支払で最も多いのは病気に関するもの。では、そのリスクへの備えは？

まず図1をご覧ください。この表は弊社の平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日）における、保険金支払の項目と保険金の合計額をまとめたものです。

<図1>平成22年度「ぜんちのあんしん保険」保険金支払事由別給付状況

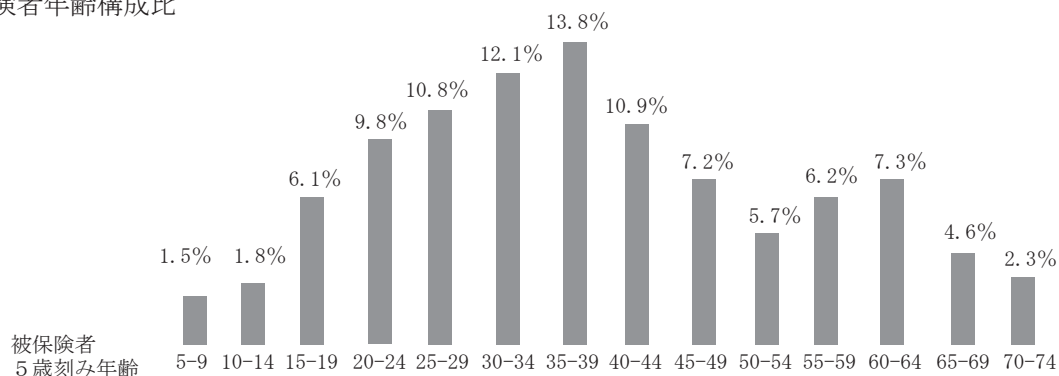
	病 気	ケ ガ	個人賠償責任	権利擁護	合 計
お支払件数	1,662件	637件	838件	4件	3,141件
保険金額	2億8,010万円	3,702万円	3,501万円	140万円	3億5,533万円
平均金額	168,530円	58,120円	41,770円	349,380円	112,550円

上記の表からもおわかりいただけるように、平成22年度一年間の保険金支払件数3,141件のうち、病気による支払件数は1,662件。約53%を占めています。つまり、弊社にご契約いただいている方のリスクは病気に関するものが最も多い、という事になります。

もちろん、ご高齢になれば病気に関するリスクが高まることは、この資料をお読みいただいている皆様にはおわかりいただけると思います。では、弊社の保険にご契約いただいている方は高齢者が多いのか？実はそんな事はありません。

<図2>「ぜんちのあんしん保険」

被保険者年齢構成比



弊社の被保険者年齢構成比においては、35歳～39歳の方が最も多く、次いで30歳から34歳の方になります。一般的な認識とすれば、30代の方と病気リスクというのはあまり結びつかないのではないのでしょうか？逆に言えば、障がいのある方にとって、病気のリスクは年齢を問わず高いという事が言えるのかもしれない。ですから、ご本人のための保険としては、病気を患った際に何らかの形で保障が受けられるもの（入院保険金、付添看護費用補償等）がとても大切になります。

また、とても残念なことに、現在日本において障がいのある方のために販売されている保険は、「これさえ加入しておけばパーフェクト」と言えるものはありません。もちろん、「ぜんちのあんしん保険」もすべての病気に対して保障できるものではありませんので、病気のリスクには、弊社の保険も含めいくつかの保障に加入しておく事が今のところパーフェクトな備えと言えるのが現状です。

「そんな事を言っても、保険料を払っていくことが大変で・・・。」と思われる方も多いと思います。しかし、加入時期を変えることで保険料払込のタイミングをずらすなど、保険料払込の負担を少し軽減できる方法もありますので、色々な保険の情報を集め、広く検討することが何よりも大切です。

2. ケガよりも多い個人賠償事案。でも、平均的な保険金の支払い額を見ると・・・。

次に支払件数が多いのは個人賠償責任補償です。「ぜんちのあんしん保険」では施設内外を問わず日常生活中に生じた事故を補償しています。個人賠償責任補償については対人賠償責任と対物賠償責任それぞれがありますが、件数としては対人賠償事案1に対して対物賠償事案17という比率になります。

意外に低い平均保険金支払額。

全体の件数もさることながら、弊社が着目しているのは保険金の平均支払額です。非常に低い事が図1からおわかりいただけると思います。個人賠償補償については保護者の方から「できるだけ保険金額が大きい方が安心できる」という声が寄せられます。もちろん、保険というものは万が一の備えですから、補償される金額はできるだけ多い方が安心です。ただ、障がいのある方の個人賠償責任補償は一般的なものとは異なる特性があります。

少額損害が多発する、という個人賠償責任補償の特性。

実は、一般的な保険における個人賠償責任補償は支払い事案はあまり多くありません。しかし、一度事故が発生すると補償が高額になります。一方、障害のある方の個人賠償責任補償はご覧いただいてもおわかりの通り、支払額の小さいものが多発する傾向にあります。さらに言えば、同じ方が同じような事故を何度も起こしてしまうという事が特徴的でもあります。

こうした特性を鑑みた場合、一事故に対する最高額の大きさよりも、同じような少額損害を回数に制限を持たずに補償することの方が、障がいのある方のためには重要な意味を持つと言えるのです。

同じ方が同じような事故を起こしても、回数に制限なく補償してくれる。障がいのある方に必要な賠償責任の補償はここがポイントとなります。

3. 権利擁護事案はまだ少ない。しかし発生している事が問題。

「権利擁護」。あまり聞き慣れない言葉だと思います。「ぜんちのあんしん保険」には被害事故に遭われた際の相談費用や弁護士委任費用を補償する「権利擁護費用補償」というものがあります。ここで問題なのは「4件しか発生していない」のではなく、「4件も発生している」という点にあります。

ここで言う被害事故とは①虐待、②暴行、③消費者被害などを指しています。本来この補償の目的は障がいがあるが故に不当に暴行を受けたり、虐待されたり、騙されて高額な売買契約を結んでしまったりという事からご本人をお守りする事にあります。ですから、この補償について言えば保険金の支払い件数が少なければ少ないほど、障がいのある方にとっては暮らしやすい安心できる生活が整っているという事になるのです。

障害者自立支援法の制定以降、「地域移行」という言葉が声高に言われています。障がいのある方が住み慣れた地域で暮らしていく。この基本理念はとても崇高で素晴らしいものだと思います。しかし、保険会社の立場から見れば、入所施設でみんなと暮らしているより、地域で生活する方がリスクは格段に高くなります。

地域生活のリスクを少しでも軽減できるようにこの権利擁護費用補償は開発されました。しかし、「ぜんちのあんしん保険」だけではご本人をパーフェクトにお守りする事はできません。それにはご本人をはじめ、保護者の方、ご親族の方、地域生活支援センター等の施設、警察、病院などの社会基盤など、地域社会のネットワークの構築とご本人の住んでいる地域社会の理解がとても重要であると言わざるを得ません。

Part 2

入院への備え

平成 22 年 11 月から平成 23 年 5 月の保険金支払事例の分析

「ぜんちのあんしん保険」で最も支払件数の多いのは病気であることを Part1 でご説明しました。では、実際のところどんな病気に関する支払が多いのでしょうか？また、ケガによる入院に何か特徴的な事はないのでしょうか？そして、日々注意しておきたい事はどこなのか？

ここでは、平成 22 年 11 月から平成 23 年 5 月までの保険金支払事例をさらに詳細に分析し、どこかに特徴がないか探ってみました。

1. 一般的な疾病で最も多かったのは「肺炎」～日々の健康管理に要注意。

今回分析対象とした期間がちょうど冬期にあたることもあり季節的な要因は無視できませんが、対象期間における約1,900件の支払事例の中で、病気による入院は595件と約31%を占めています。

では、保険金をお支払した事由としては何が多かったのか？集計したところ、「肺炎」が72件「誤嚥性肺炎」が16件、合計で88件となっています。

ここでいう「肺炎」と「誤嚥性肺炎」の違いはどこにあるのでしょうか？今回の分析ではウイルス性肺炎、急性肺炎といったものを「肺炎」、誤嚥による細菌感染が原因のものを「誤嚥性肺炎」と分類しました。冒頭で季節性の影響があることをご説明しましたが、実は弊社の保険金支払いにおいて、毎年11月から3月にかけて肺炎のお支払が多くなる傾向にあるのです。

<図3> 件数の多い支払事由および平均入院日数

事 由	件 数	平均入院日数
肺 炎	72 件	13 日
誤嚥性肺炎	16 件	17 日
腸閉塞・イレウス	13 件	12 日
急性気管支炎	11 件	9 日
大腸ポリープ	10 件	4 日

風邪やインフルエンザの罹患に気が付かず、肺炎まで進行してしまう。

冬期に風邪やインフルエンザが流行るのは皆様もご存じだと思います。これらのリスクは障がいの有無を問いません。一方で、罹患した後の対策は障がいの有無やその程度によって異なってまいります。

体調が悪い時には、自発的に薬を飲んだり休養を取ったりします。これは皆様もご経験があるでしょう。しかし、体調が悪くても健康管理をする概念を持たない、もしくは、体調が悪い事を実感できなければ、自発的なケア行為は行われません。風邪やインフルエンザが進行し、ある日重篤な状態になってから周囲の方が初めて症状に気がつき、緊急入院を余儀なくされる。これが、体調不良から肺炎に至る構図と言えます。

障がいのある方がご自分から体調の不良を訴えたり、自発的な体調ケアを行う事は難しいことかもしれません。ですから、周囲の方々による日々の体調管理と体調ケアがとても大切になります。

「誤嚥性肺炎」の原因の多くは嚥下能力の低下に。

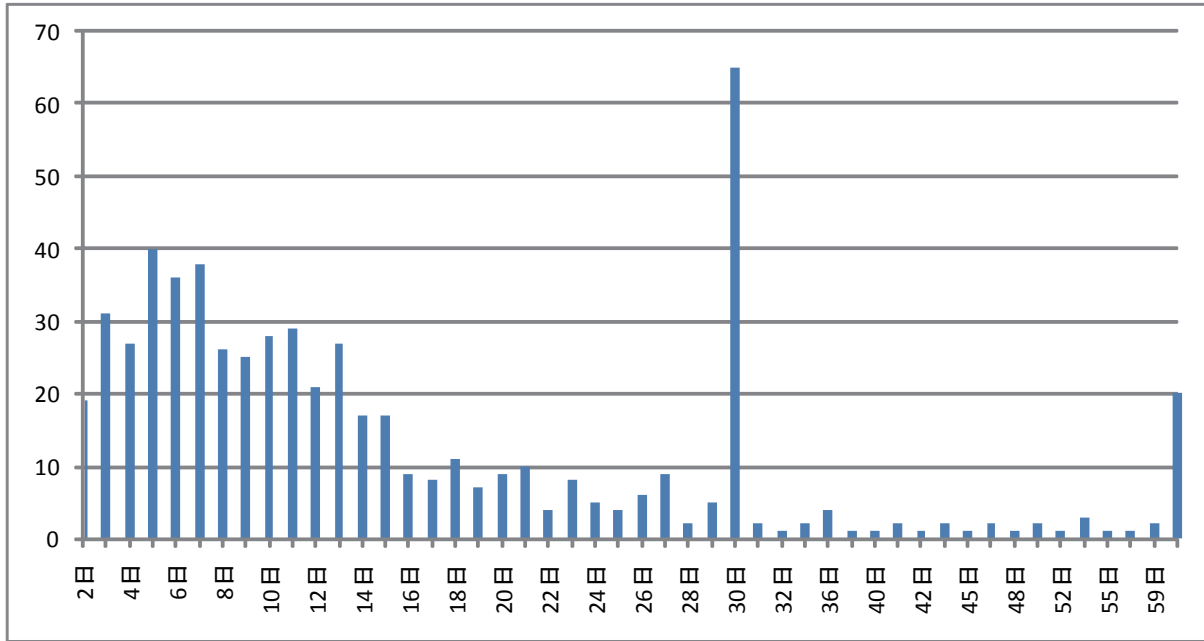
一方、季節を問わず報告があるのは「誤嚥性肺炎」です。食事介助中に食べ物が気道に入ってしまう、そこから細菌感染を起こしてしまうものですが、最も大きな原因は障がいのある方ご本人の嚥下能力（食べ物や飲み物を飲み込む能力）の低下にあります。

実は、嚥下能力の低下は誰にでも起こります。主に加齢によるものが大きいのですが、障がいのある方の中には、身体能力がある日を境に急激に低下していく事があるそうです。（入所施設への取材による。）人によっては2週間で急激に能力低下を起こす場合もあるという事ですので、前述の「肺炎」と同じく、誤嚥性肺炎も周囲の方が日々のケアの中で、身体能力の変化を注意深く見守る事が大切になります。

2. 平均入院日数は16.2日。長期化する入院の場合には、30日を超えるものも。

全体の平均入院日数はどのくらいになるのでしょうか？今回分析した結果では、全平均は16.2日でした。最近の医療機関は、入院をできるだけ短く抑える傾向にあると言われていています。この傾向と今回の数値を見ると「ぜんちのあんしん保険」なら、30日型のAプランで十分と思われます。しかし、中には30日を超えてしまう病気もあるのです。

<図4>入院日数の分布



入院日数の分布をみると、大きな山は3日から15日の所にありますが、30日だけ突出しています。これは「ぜんちのあんしん保険」では30日型の加入が多いため、一入院の保障日数を最大までお支払いしている事によります。では30日を越える入院とはどのようなものがあるのでしょうか？

<図5>入院日数30日を超えた疾病の例

- 右慢性硬膜下血腫 ○変形性股関節症 ○小脳出血 ○膀胱ガン ○直腸ガン
- 前立腺ガン ○急性リンパ性白血病 ○卵巣腫瘍 ○深部静脈血栓症 ○排尿障害

※上記の疾病は弊社がお支払いした実績に基づいておりますが、今後同様の疾病に罹患した場合に、お支払いを確約するものではありませんのでご注意ください。

極めて特殊な病気ばかりではないことにお気づきいただけますでしょうか？このように、30日を超える入院も多いこと、その備えのためには、一保険期間の通算日数が30日以上ある保険を選ぶことがとても大切になります。

3. ケガの入院は部位によっては長期化する可能性も。

これまでは病気の入院に関してお話を進めていましたが、一方で入院には「ケガ」もあります。しかし今回の対象期間では、ケガによる入院は47件の報告しかありませんでした。また、平均入院日数も16.3日と、病気と大きく変わることはありません。

しかし、ここでもやはり30日まで入院しているケースがあります。しかも、かなりのケースで共通する点があることに気がつきました。

<図6>入院日数30日を超えたケガの例

- 転倒し右大腿骨を骨折 ○転倒し左大腿骨を骨折 ○駅の階段から転落し左大腿骨転子部骨折
- 足をひねり右大腿骨遠位端骨折

この通り、ケガで30日を超える入院をするケースの多くは大腿骨（太ももの骨）に関連した骨折事故であることがお解りいただけると思います。

事故はいつ起こるか誰にも予測はつきません。また、事故に遭った結果、身体の中のどの部分に傷害を負うかも誰にも予測はつきません。ですから、日々の備えといえは単に「事故に遭わないようにする事」となっていますが、それでも、部位によって治療が長期化してしまうケースがあることをおわかりいただければと思います。

Part 3

個人賠償責任の傾向について

平成 22 年 11 月から平成 23 年 5 月の保険金支払事例の分析

障がいのある方の特性として、少額損害が頻発する事をご説明しました。では、頻発する少額損害とはどんなものがあるのか？施設の中で起きているのか？地域生活で起きているのか？対人賠償と対物賠償ではどんな違いが起きているのか？弊社の保険金支払事例から見てきた事をご説明したいと思います。

1. まずは、全体の傾向から

今回対象となった期間での賠償責任保険金のお支払い件数は326件となります。その中で対人賠償責任(他人の身体に傷害を負わせてしまった)、対物賠償(他人の持ち物を壊してしまった)の比率および平均的な支払額を見てみると以下ようになります。

<図7> 個人賠償責任保険金の内訳と平均保険金額

個人賠償責任保険金	326件	39,069円
対人賠償責任保険金	18件	62,802円
対物賠償責任保険金	308件	37,682円

Part 1でご説明した平成22年度一年間の個人賠償責任保険金額の平均は41,770円ですので、今回の39,069円と大きな乖離はありません。やはり、障がいのある方の賠償責任は、損害額がそれほど大きくはないという事が特徴と言えます。

また、対人/対物の内訳を見てみると、対物賠償の発生多い事がおわかりいただけると思います。

2. 対物賠償責任の内訳と傾向

では、対物賠償責任の内訳と平均保険金支払額を見てみましょう。

<図8> 対物賠償責任保険金の支払対象と平均保険金額

事故カテゴリ	件数	平均保険金額
ドア、ガラス、壁等の破損	170件	39,069円
施設備品の破損	36件	41,199円
メガネの破損	33件	19,876円
他人の持ち物の破損	11件	11,825円
自動車等車両への損害	21件	79,330円
水周り(トイレ等)の破損	13件	37,441円
布団・寝具の破損	5件	13,419円
その他	19件	25,024円

最も多い損害は「ドア、ガラス、壁等の破損」になります。これらのほとんどが施設内(入所、通所を問いません)で発生しています。また、次の「施設備品の破損」はテレビや冷蔵庫、ソファなどでこちらも施設内で多く発生しています。こうしてみると、施設内で生じている事故が多い事がおわかりいただけるでしょうか?また、これらの事故は平均額は4万円代ですが、中には10万円代になる事故もあります。

事故カテゴリ	内容	金額
ドア、ガラス、壁の破損	パニックになり、親戚宅のドアを破損	192,150円
ドア、ガラス、壁の破損	施設のガラス複数枚破損	119,700円
自動車等車両への損害	登校中に石を投げ車のフロントガラスを破損	105,300円
ドア、ガラス、壁の破損	施設食堂のドアにぶつかり破損	279,300円
ドア、ガラス、壁の破損	施設のガラス12枚を破損	280,613円

施設を利用するなら、個人賠償責任補償のある保険への加入は必須です。

これまでのデータから、対物賠償事案については、施設内での少額損害が多いことをおわかりいただけだと思います。そして、中には多額な費用が発生していることもおわかりいただけると思います。

ですから、施設をご利用する場合、入所・通所を問わず、個人賠償責任補償が付帯された保険に加入しておく事は必須と言えるでしょう。万が一、施設の物や他の利用者の物を壊してしまった場合、保険に加入しておくことで円満な解決を図ることができるのです。「施設の物を壊してしまっても、それは施設で何とかしてくれるのが当たり前なんじゃないの？」と思われる方もいるかもしれませんが、この考え方は実は誤っているのです。

現在、施設とご利用者（ご本人）は利用契約を締結していると思います。その際に重要事項説明書が渡されていると思いますが、そこに次のような一文が記載されていないでしょうか？

「施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。」

この一文によって、施設利用者が施設の物を破損した場合には、保護者に弁済義務が生じてきます。この文は東京のある施設のものですが、県によっては障害福祉課の指導により、もっとはっきりと保護者の弁済義務を記載するよう、福祉法人に指導しているという話も聞きます。

もちろん、どの福祉法人も、ただちに保護者の方に賠償責任を追及するような事は無いと思います。ですが、この一文によって、法的には施設内の破損事故については、保護者に責任が追及される場合があることにご注意ください。

地域で発生した対物賠償の事案は無いの？

「ぜんちのあんしん保険」の支払い内容は施設内で発生したものが大変多いのですが、もちろん施設外でも賠償事故は発生しています。前述の登校中車両破損もその一例ですし、保護者と散歩中に他の住宅の窓ガラスを割ってしまった例、ファミリーレストランで隣のテーブルの器をひっくり返し洋服やカバンを汚した例などもあります。

こうした場合でも、個人賠償責任補償に加入しておけば円満な解決を図ることができますので、もし、この資料をお読みの方で個人賠償責任補償に加入されていない方は、ぜひ早期に加入される事をお勧めします。

3. 対人賠償責任の内訳と傾向

一方の対人賠償事案はどうでしょう？件数は対物賠償に比べ少ないのですが、こちらも多くは施設内での発生事故、特に他の利用者や職員とのトラブルが挙げられます。「他の利用者を押してしまい、頭部に傷害を負わせた」「職員の腕に噛みついた」と言ったものです。どの事故も比較的少額な損害で済んでいるのですが、中には高額賠償となるケースもあります。ケガ入院のパートでもお伝えしましたが、相手を転倒させ、ケガをさせた部位が大腿骨であれば入院も長期化し賠償額も高額になります。

また、対人賠償で特に注意したいのは地域で生活する際のトラブルではないでしょうか？今回の分析にも地域で生じている事故が2例ありました。

「以前在籍していた学校を訪問した際、ビデオの持ち出しを断られパニックになり先生の顔を負傷させた」
「買い物帰りに小学生2人を負傷させた」

学校教諭の事故については補償額は30万円代になっています。

ご本人が地域で平穏に生活される上でも、万が一トラブルに見舞われた場合、円満に解決する手段の一つとして、こうした個人賠償責任補償が役に立つ事をご理解いただければと思います。

Part 4

権利擁護費用補償と地域生活

平成 22 年 11 月から平成 23 年 5 月の保険金支払事例の分析

住み慣れた街で安心した生活を送りたい。障がいの有無にかかわらず、誰にでも共通した願いではないでしょうか？しかし、思ってもみなかったリスクにより事故は発生します。そこに保険はどのように対応できるのか？保護者の方や施設職員の方の日々の備えは？

実際の保険金支払事例を元に、保険で対応できる部分、そして地域で障がいのある方を支えていらっしゃる皆様をお願いしたい点をまとめてみました。

1. 「権利擁護費用補償」って何？

今回のレポートの中で一番馴染みのないものが「権利擁護費用補償」であると思います。これは「ぜんちのあんしん保険」だけにあるもので、以下のような被害事故での相談費用や弁護士の費用を補償しています。

○日常生活において身体に傷害を受けた場合。

○障がいのある方ご本人の持ち物が、他人に壊された場合。

○障がいのある方が虐待を受けた場合。(身体的な暴行、わいせつな行為、身体に障害が生じるような支援の放棄、心理的な外傷を受けるような暴言、財産の不当な処分など。)

○悪質な訪問販売による高額商品の売買契約などの消費者被害。

障がいがあるが故に不当な扱いを受けたり、暴行を加えられたり、騙されたりする事はあってはならないことです。しかし、今の社会は障がいのある方が本当の意味で安心して暮らして行けるようになっているのでしょうか？あまりにもテーマが大きすぎ、とても弊社だけでは実現する事はできませんが、ご本人が平穏な日々を送るために、障がいのある方のための保険会社として少しでも役に立てるようなものをお届けしたいと開発したものが、この権利擁護費用補償です。

実際には、上記のような被害事故に遭われた場合に、法律の専門家（弁護士、司法書士）に相談をする費用、訴訟を行うために弁護士に委任する費用をお支払いし、事故の解決を進めていくものとなります。

2. 「権利擁護費用補償」のお支払い例に見る実態。

実際のお支払い内容の詳細をお伝えする事はできませんが、数少ない弊社の保険金支払事例に見える実態をお伝えしたいと思います。

お支払い例1

地域生活支援センターの支援を受けて暮らしている方が、ある日職員に生活費の値上げを申し出ました。職員が確認すると生命保険に加入したとの事。ただ、月払いの保険料がご本人にはとても負担できるものではなく、職員の方は即時に契約無効の訴えを起しました。しかし保険会社側は対応してくれず、権利擁護費用補償を適用し行政書士による契約無効の手続きを行いました。

このケースはいわゆる「被害事故」に該当するか判断が大変難しいものでした。保険加入の手続きに違法性はなく、ご本人も漢字で名前がしっかり書ける程の能力をお持ちのため、契約は問題なく成立しているというのが保険会社の主張です。ですから、契約無効ではなく解約なら応じる、ということでした。

解約と無効は同じように聞こえますが、結果は全く異なります。無効であればこれまで支払った保険料は全額返金されますが、解約では返金されません。支援職員は保険料の全額返戻を求めていましたので、司法書士を介して手続きを行い、保険会社の説得に当たったというものです。ここでは司法書士の費用を弊社の保険からお支払いしました。

このケースはご本人に障がいがあることを悪用したものではありません。しかし、無理な保険契約を締結した事が自身の生活費の値上げの申し出によって発覚するという点において、地域生活を支援していく難しさを象徴しているように思えます。保険契約については職員も把握できておらず、ご本人から別の相談を受けて初めて露呈しているのです。

「ご本人を見守る」という言葉はよく聞かれますが、24時間常に手を差し伸べている事はできません。職員の方も地域で暮らしているご本人の生活状況を100%把握する事は出来ないと思います。そうした時間的・物理的な限界から発生してしまった事案と言う事ができると思います。

お支払い例 2

ご自宅から作業所に通われているご本人が、作業所からご自宅への途上で性的被害に遭われていたケース。警察への被害届の提出とともに、弁護士による対応で解決に当たりました。

このケースこそ、事件の詳細をご報告することはできませんが、障がいのあるご本人（女性）が施設からご自宅への帰路途上で、近隣に居住する人間から複数回性的被害を受けていた事件です。

いつもと違うご本人の様子を見て母親が何かあったのか聞いたところ、最初にご本人は何も言わなかったそうです。数日後やはり様子がおかしいと思った母親が、ご本人には気付かれないように施設からご自宅まで後を追っていたところ、性的被害の現場に遭遇したというものでした。

このケースでは弁護士による対応で解決できましたが、お支払い例 1 と同じように、地域支援の課題が残された問題でもありました。

3. 発見が遅れがちな障がいのある方の被害事故。大切なのは周囲の目です。

支払例 1 についても 2 についても、発覚は全く別の理由であることに気が付かれましたでしょうか。「支援職員への生活費の値上要求」「何かいつもと様子が違う」。保険契約も性的被害も最初の段階では何も出てきていません。被害に遭われている事が理解できなかった、被害に遭われている事を言いたくも言えなかった、色々な理由があると思います。特に問題なのは、ご自身が被害に遭われている認識が無いが故に発見が遅れてしまう事例です。以下のケースは弊社の保険金支払事例ではありませんが、布団の訪問販売に関するエピソードです。

地域で一人暮らしをしている A さんのお宅を訪問した支援職員は、ある日部屋に真新しい羽毛布団が置いてあるのを見てびっくり。A さんに聞いた所、先日知らない人が来て売ってくれたとの事。金額は 600 万円というので慌てた支援職員は、A さんに騙されたことを伝えましたが、逆に A さんは支援職員に向かって「良いものを売ってくれた人の事を悪く言うな」と怒りだしました。（ご本人が騙されている事に気が付いていないケース：東京）

B さんのお宅を訪問した支援職員がある日 B さんのアパートを訪問した所、いつもと様子が違う事に気がつきました。気になった支援職員が理由を聞いても答えてくれません。「決して怒らないから言ってごらん」と言う支援職員に、ようやく布団を買った事を打ち明けました。「訪問販売員には早く帰ってもらいたかったけど、なかなか帰らないし怖いから言われるままに契約した、でも支援職員には怒られると思って、言い出せず一人で悩んでいた」というのです。（言いたくも言えなかったケース：高知）

この二つのエピソードとも決して弊社の作り話ではありません。支援職員の方から伺った体験談なのですが、東京と高知、遠く離れた土地で似たような事件が起こっていたのです。弊社の保険金支払事例にもあるように、被害に遭っている認識がなかったり、被害に遭っている事を言えずに発見が遅れることはとても多いのです。

障がいのある方のための保険会社として少しでもお役に立てるように「権利擁護費用補償」を開発しましたが、誠に残念な事にこの補償は被害事故を未然に防ぐことができるものではありません。ご本人が被害に遭われている事をいち早く発見する事ができるのは他でもありません。それは周囲の目です。

周囲の方々がご本人の様子に「何かいつもと違う」という違和感を持った時、そこには被害事故が隠れている可能性があるのです。

さいごに

「ぜんちのあんしん保険」の保険金支払事例から色々な傾向や特徴的なエピソードを簡単にご報告しましたが、紙面の都合上ご紹介できたのは一部となってしまいました。

知的障がいや発達障がいそしてダウン症など、それぞれの障がいにより様々な特性があるように、障がいの特性によって発生する保険事故も様々です。そのような中で少しでも弊社の保険が、障がいのある方の平穏で幸福な生活のお役に立っていただきたいと思います。

そして、この資料を読んでいただきました皆様が「ぜんちのあんしん保険」にすこしでも興味を持っていただければと思っています。

この資料に記載の保険金支払事例については、記載された内容以上の詳細をお応えする事は難しいのですが、もし保険金支払事例や保障の内容にご質問がございましたら、弊社フリーダイヤルまでご一報ください。



ぜんち共済株式会社

フリーダイヤル

0120-322-150

(受付時間 平日 9:30-17:30)

皆様からのお問い合わせをお待ちしております。



〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-8
岩本町シティプラザ5F